



＜放送局を開設するには ? . . . .

基幹放送局の開設の根本的基準＞

電波は限りのある国民の財産です。この電波を使用して放送を行うには国の免許を得なければなりません。したがって、放送の中心となる放送局（「基幹放送局」といいます。）を開設しようとする者は、国が定める一定の基準を満たさねばなりません。

こうした目的のため、電波法の規定に基づき昭和 25 年 12 月に「放送局開設の根本的基準」がまとめられ告示されました。その後、幾たびかの改正を経て今日の「基幹放送局の開設の根本的基準」に至っています。

総務大臣告示 285 号の「基幹放送局の開設の根本的基準」の詳細は次の URL を参照してください。

[http://www.tele.soumu.go.jp/horei/reiki\\_honbun/a71ab21281.html](http://www.tele.soumu.go.jp/horei/reiki_honbun/a71ab21281.html)

基幹放送局を開設しようとする者は、この基準に照らし免許申請を行い国の許可を得なければなりません。

この基準の内容の中の技術的分野に注目して見てみましょう。

① 各放送に共通の事項

- ・ 基幹放送局の空中線（アンテナ）装置は、航空の安全やその他生命・財産の安全に支障がない場所に設置しなければなりません。ここでは、航空法に基づく航空路の確保が謳われています。
- ・ さらに、開設することにより既設局への妨害の排除規定が設けられています。予備免許を受け試験電波の発射中に妨害等が認められた際には、本免許が得られないことにもなります。

② 中波（ラジオ）放送に関する事項

- 放送区域は、基幹放送局の電界強度が次の表 1 に掲げる範囲において総務大臣が告示する値以上の区域としています。この告示は、次回、「ラジオ放送の指定電界強度」の項で詳述します。

- 中波（ラジオ）放送を行う基幹放送局を開設しようとするものは、その送信空中線の設置場所がその放送をしようとする地域における受信可能な範囲を最大にし、かつ、人口密度の高い地域における他の放送受信との混信を

避けるために適切な場所となるようにしなければなりません。この場合、ブランクセット・エ

表 1 総務大臣が指示する範囲 中波(ラジオ)放送

地域の区分	指定電界強度の範囲 (mV/m)
高雑音区域	10 以上 50 以下
中雑音区域	2 以上 10 未満
低雑音区域 (郡部)	0.25 以上 2 未満

リア（電界強度が 5 V/m 以上の区域）内の世帯数は、指針としては放送区域世帯数の 0.1%以下にしなければなりません。

この規定は、関東圏、中京圏、近畿圏など人口密集地域においては相当厳しい条件です。こうしたことから、この条件の軽減措置が謳われています。すなわち、ブランクセット・エリアの 0.1%以下の規定に適合することが実情に沿わないかまたは公共の福祉に反することの証拠が提出されたときは、総務大臣は条件の軽減について考慮を払うこととなっています。この場合、総務大臣は免許人に対して放送受信に対する妨害を除去しまたはその他の正当な苦情を処理するための措置を求めることが出来ることとなっています。

電界強度が 5 V/m 以上の範囲とは送信電力が 100kW の場合、半径約 450m の円形の範囲になります。こうした地域では、中波放送の電波が非常に強力ですので、電磁誘導障害や音響機器や電話回線へのラジオ音声の混入が起こる場合があります。

- 開設しようとする基幹放送局の送信空中線の設置場所は、放送区域の全部または大部分が他の中波放送を行う基幹局放送局の全部または

大部分となる場合には、送信空中線の相互間の電磁結合等により放送の受信に悪影響を及ぼさない限度において、その局の送信空中線の設置場所は、なるべく、他の中波放送を行なう基幹放送局の送信空中線の設置場所に近接した所にしなければなりません。

- ・ サービスエリアをほぼ同じくする二以上の基幹放送局の送信空中線は出来るだけ近い場所に設け、放送各局の電界強度の格差を出来るだけ少なくするように規定しているのです。ただし、東京地区のようにNHKはじめTBSラジオ、文化放送は、東京都の北方地域に設置されているのに対して、日本放送が千葉県木更津市に設置されていますが、皆さんは、この規定に照らしどう思われますか？

### ③ 超短波（FM）放送に関する事項

- ・ デジタル放送を行わない超短波（FM）放送局の放送区域は、地上高4mの高さにおける基幹放送局の電界強度が、次の表2に掲げる範囲において総務大臣が告示する値以上の区域としています。この告示は、後述する「FM放送の指定電界強度」の項で詳述します。

表2 総務大臣が指示する範囲 FM放送

地域の区分	指定電界強度の範囲 (mV/m)
高雑音区域	3以上 10以下
中雑音区域	1以上 3未満
低雑音区域 (郡部)	0.25以上 1未満

### ④ テレビジョン放送に関する事項

- ・ テレビジョン放送局の放送区域は、地上高10mの高さにおける基幹放送局の電界強度が、1mV/m以上である区域としています。
- ・ テレビ放送の指定電界強度は、全国各市町村ごとの定めはありません。一律に1mV/m以上となります。

### ⑤ 超短波（FM）放送ならびにテレビジョン放送に関する共通事項

- ・ 開設しようとする基幹放送局の送信空中線の設置場所は、その局を開

設することによりその局又はこれと放送の種類を同じくする他の基幹放送局の放送区域がそれぞれ当該他の基幹放送局又は当該開設しようとする基幹放送局の放送区域の全部又は大部分と共通となる場合には、当該他の基幹放送局の送信空中線の設置場所に近接したものとなるよう規定しています。

このことは、サービスエリアをほぼ同じくする二以上の放送局の送信空中線は、出来るだけ近い場所に設け、受信者において各放送局の電界強度の格差を出来るだけ少なくなるよう規定しているのです。特に、テレビ放送の場合は受信アンテナの方向が同一になるような放送局の設置を促しているわけです。